

裏面白紙

出入国管理に關する件（昭和二十四年八月五日閣議決定案）  
昭和二十四年八月五日閣議決定案  
を昭和二十四年八月五日閣議決定案に關する件  
入国管理を従来速合八月五日閣議決定案に關する件  
し、来るその趣旨に沿つて日本運管してきたが、同昭和二十五年二月  
二十日付覚書に、つて日本政府に出入国の管理に關する新たな任  
務が追加された。これに対応して、昭和二十四年八月五日の閣議  
決定案の出入国の管理に關する件の一部を左のとおり変更するも  
のとす。右要員中入国監理官（三十名）とあるを「右要員中入  
二の「右要員中入国監理官（三十名）」とあるを「右要員中入  
別表二の「(門司)」の下に「(世)大阪」を加える。

裏面白紙

参考資料一 出入国管理に関する件

(閣議決定 外務省 大蔵省 二四八号)

従来連合国総司令部において実施してきた我が国への出入国管理  
 十一月一日より六月二十二日付総司令部より指令した。至急諸般の準備  
 を整える。閣下は六月二十二日付の受諾に伴い発する命令に關する件  
 上つて内閣はポツダム宣言の基に出入国の管理に關する政令  
 昭和二十年勅令第五四二号)の施行に關し左の如く措置するものとす  
 る。制定するに付、右政令の實施に關し左の如く措置するものとす  
 る。一 出入国管理(中央機構)を外務省管理局に設置する際右に必要  
 たる要員は外務省の定員より別表の税關に配置する。大蔵省の定員上  
 出入国監理官(地方機關)を別表の税關に配置する。大蔵省の定員上  
 右出入国監理官の事務を執行するに必要たる要員は大蔵省の定員上  
 右要員中とす。右要員は三十名)の任免については適格者中上  
 右大蔵大臣は外務大臣と協議の上で行うものとす。右要員は身分を兼任せ  
 り。右出入国監理官が所要のものについて外務省の身分を兼任せ  
 しめること。右出入国監理官が所要のものについて外務省の身分を兼任せ  
 入国管理の設置及び入国管理官の配置に要する物件費は外務省  
 の入国管理の設置及び入国管理官の配置に要する物件費は外務省

四

既定予算より物件費は支出し、大蔵省の賄う要員の物件費及びこれに附  
 属する物件の所要経費は、大蔵省、既定予算の賄う要員の物件費及びこれに附  
 用以外に、既定経費に補正するも、中央機構の設置並びに運  
 用要するもの既定経費に補正するも、中央機構の設置並びに運  
 外に、既定経費に補正するも、中央機構の設置並びに運  
 又、既定経費に補正するも、中央機構の設置並びに運  
 補正するも、中央機構の設置並びに運  
 算中、既定経費に補正するも、中央機構の設置並びに運  
 本件措置は、連合軍側の日本政府に遺憾なきを期し、特  
 例たるに、連合軍側の日本政府に遺憾なきを期し、特  
 緊密なるに、連合軍側の日本政府に遺憾なきを期し、特

裏面白紙

別  
 表  
 飛  
 行  
 羽  
 田  
 場  
 岩  
 田  
 場  
 開  
 港  
 場  
 三  
 梅  
 池  
 函  
 館  
 長  
 崎  
 横  
 浜  
 門  
 司  
 横  
 須  
 賀  
 田  
 名  
 古  
 屋  
 清  
 水  
 神  
 戸  
 吳  
 佐  
 世

裏面白紙

## 参考資料二

## 説 明 書

昭和二十四年六月二十二日付指令は従来米軍の実施してきた出入国管理を日本政府に移管することを目的とし、さしあたり同年十一月一日を期し十二の開港場及び二の飛行場の出入国管理の事務を日本側に移すため即時準備を命じたものであつた。この指令に基いて同年八月十日出入国の管理に関する政令（昭和二十四年政令第二九九号）を公布して、外務省に出入国管理部（中央機構）を設置し、十四の開港場に設置せられてゐる税関に出入国管理官（地方機構）三十名を配置した。

右組織及び人員は、前記指令を早急実施するための緊急性と内閣の行政整理及び緊縮予算の方針に鑑みさしあたり措置として決定されたものであるが、出入国の管理を日本政府において実施して以来わが国への出入国人員は漸次増加し、従つてこれに因する業務もまた次第に増大してきた。

さらに本年二月二十一日付指令は、二月二十五日以後、従来邊  
合國總司令部が直接所管していた連合国人を含む一切の外国人の  
出国（再入国を含む。）の許可申請の受理並びにその証印事務  
を日本政府において実施するよう指令し、あわせて既設十四の  
開港場に新たに大阪港を追加して来た。

三右のように、すでに増加しつつある出入国管理事務に加えて新  
たに広範囲にわたる任務を移管された突共鑑みこの際大藏省  
の税関関係員の中において入国監理官の員数を現在の三十名  
から六十名に増加することが適当と認められる。

なお、本件は指令の趣旨もあり四月一日から実施することが  
至当である。